

議第10号

酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部
改正について

酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月19日提出

酒田市教育委員会
教育長 赤坂 宜紀

酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部を
改正する規則

酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則（平成17年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「企画管理課」を「教育総務課」に、「企画管理係」を「教育総務係」に改める。

第6条第1項の表中

「

企画管理課	企画管理係
-------	-------

」

を

「

教育総務課	教育総務係
-------	-------

」

に、

「

(1) 学校経営、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

」

- (2) 教職員の研修に関する事。
- (3) 教科書の採択に関する事。
- (4) 教材教具の整備計画及びその取扱いに関する事。
- (5) 教育相談に関する事。
- (6) 特別支援教育に関する事。
- (7) 教育研究団体に関する事。
- (8) 青少年指導センター及び青少年の育成指導に関する事。
- (9) 青少年問題協議会等各種協議会及び会議に関する事。
- (10) 教育研修センターに関する事。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、教育の指導に関する事。

を

- (1) 学校経営、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。
- (2) 教職員の研修に関する事。
- (3) 教科書の採択に関する事。
- (4) 教材教具の整備計画及びその取扱いに関する事。
- (5) 教育相談に関する事。
- (6) 特別支援教育に関する事。
- (7) 教育研究団体に関する事。
- (8) 教育研修センターに関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育の指導に関する事。

に、

- (1) 生涯学習及び社会教育の事業計画の推進に関する事。
- (2) 社会教育委員の会議に関する事。
- (3) 公民館運営審議会に関する事。
- (4) 生涯学習及び社会教育施設の運営に関する事。
- (5) 生涯学習及び社会教育施設の整備及び維持管理に関する事。
- (6) 総合文化センター内各施設の管理及び調整に関する事。
- (7) 生涯学習の推進計画の策定及び推進体制に関する事。
- (8) 視聴覚教育の振興及び教材の利用に関する事。
- (9) 生涯学習及び社会教育団体の育成指導に関する事。
- (10) コミュニティ団体が実施する生涯学習及び社会教育事業に対する助言に関する事。
- (11) 二十歳を祝う成人の集いの開催に関する事。
- (12) 子ども会育成成功労者表彰の表彰事務に関する事。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習及び社会教育の振興に関する事。
- (14) 酒田駅前交流拠点施設ミライニの管理運営に関する事。

- (15) 酒田市立図書館の運営指導に関する事。
- (16) ミライニ運営評価審議会に関する事。
- (17) 子ども読書活動推進計画に関する事
- (18) 図書館情報システムの維持管理に関する事。
- (19) 駅周辺整備事業との連携に関する事。
- (20) 課の予算、経理及び庶務に関する事。

を

- (1) 生涯学習及び社会教育の事業計画の推進に関する事。
- (2) 社会教育委員の会議に関する事。
- (3) 公民館運営審議会に関する事。
- (4) 生涯学習及び社会教育施設の運営に関する事。
- (5) 生涯学習及び社会教育施設の整備及び維持管理に関する事。
- (6) 総合文化センター内各施設の管理及び調整に関する事。
- (7) 生涯学習の推進計画の推進に関する事。
- (8) 視聴覚教育の振興及び教材の利用に関する事。
- (9) 生涯学習及び社会教育団体の育成指導に関する事。
- (10) コミュニティ団体が実施する生涯学習及び社会教育事業に対する助言に関する事。
- (11) 二十歳を祝う成人の集いの開催に関する事。
- (12) 子ども会育成功労者表彰の表彰事務に関する事。
- (13) 青少年指導センター及び青少年の育成指導に関する事
- (14) 青少年問題協議会等各種協議会及び会議に関する事。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習及び社会教育の振興に関する事。
- (16) 酒田駅前交流拠点施設ミライニの管理運営に関する事。
- (17) 酒田市立図書館の運営指導に関する事。
- (18) ミライニ運営評価審議会に関する事。
- (19) 子ども読書活動推進計画の推進に関する事
- (20) 課の予算、経理及び庶務に関する事。

に改める。

第13条第1項中「企画管理課長」を「教育総務課長」に改める。

別表第1 2 課長等専決事項の表中「企画管理課」を「教育総務課」に改める。

別表第2中「企画管理課」を「教育総務課」に、

酒田市教育相談室	酒田中央西町2番59号
酒田市青少年指導センター	酒田中央西町2番59号

を

「

酒田市教育相談室	酒田市中央西町2番59号
----------	--------------

」

に、

「

酒田市ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設	酒田市飛鳥字契約場35番地
------------------------	---------------

」

を

「

酒田市ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設	酒田市飛鳥字契約場35番地
酒田市青少年指導センター	酒田市中央西町2番59号

」

に、

「

酒田市相撲場	酒田市新町字光ヶ丘43番地の5
酒田市修道館	酒田市観音寺字町後15番地

」

を

「

酒田市相撲場	酒田市新町字光ヶ丘43番地の5
--------	-----------------

」

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

市の行政組織の改編に伴う分掌事務等の見直し並びに課及び係の名称が企画管理課から教育総務課並びに企画管理係から教育総務係に変更されるため、所要の改正を行うものである。

議第 1 1 号

酒田市教育委員会公印規則の一部改正について

酒田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 1 9 日提出

酒田市教育委員会
教育長 赤坂 宜紀

酒田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

酒田市教育委員会公印規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条から第 1 0 条までの規定中「企画管理課長」を「教育総務課長」に改める。









別表第 1 (1) 庁印の表中「企画管理課長」を「教育総務課長」に改め、同表 (2) 職印を次のように改める。

(2) 職印

	名称	寸法（ミリメートル）	書体	使用区分	管理者	個数
1	酒田市教育委員会教育長印	方 21	隸書	教育長名をもって発する文書	教育総務課長	1
2	酒田市教育委員会教育長職務代理者印	方 21	隸書	教育長職務代理者名をもって発する文書	教育総務課長	1
3	酒田市教育委員会教育次長印	方 18	隸書	教育次長名をもって発する文書	教育総務課長	1
4	酒田市教育委員会各課	方 18	隸書	各課長名をもって発する文書	各課長	各 1

	長印					
5	酒田市教育 委員会課長 印	方 18	隸書	各課長の職名を もって発する文書	教育総務課長	1
6	酒田市教育 委員会主幹 印	方 18	隸書	各主幹の職名を もって発する文書	教育総務課長	1
7	酒田市立各 学校長印	方 21	隸書	学校長名をもつ て発する文書	各学校長	各 1
8	学校以外の 各教育機関 の長印	方 18	隸書	学校以外の各教 育機関の長名をも って発する文書	学校以外の各 教育機関の長	各 1

別表第 2 (2) 職印の表を次のように改める。

1	2	3
		
4	5	6
		
7	8	
		

様式第 3 号及び様式第 5 号中「企画管理課長」を「教育総務課長」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

市の行政組織の改編に伴い、課の名称が企画管理課から教育総務課に変更されるため、所要の改正を行うものである。

議第 1 2 号

酒田市教育研修センター設置条例施行規則の一部改正について

酒田市教育研修センター設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 1 9 日提出

酒田市教育委員会
教育長 赤坂 宜紀

酒田市教育研修センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

酒田市教育研修センター設置条例施行規則（令和 3 年教育委員会規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項第 2 号を次のように改める。

(2) 教育総務課長

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

市の行政組織の改編に伴い、課の名称が企画管理課から教育総務課に変更されるため、所要の改正を行うものである。

議第 1 3 号

酒田市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正について

酒田市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 1 9 日提出

酒田市教育委員会
教育長 赤坂 宜紀

酒田市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則

酒田市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和 5 年教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

酒田市立小学校及び中学校の教育職員の業務量管理及び健康確保措置に関する規則

第 1 条中「令和 2 年文部科学省告示第 1 号」を「令和 7 年文部科学省告示第 1 1 4 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が改正されたことに伴い（令和7年9月25日改正）、題名及び告示番号を変更する必要があるため、所要の改正を行うものである。

議第 1 4 号

酒田市スポーツ推進委員の委嘱について

酒田市スポーツ推進委員に、次の者を委嘱するものとする。

令和 8 年 3 月 1 9 日提出

酒田市教育委員会
教育長 赤坂 宜紀

1 酒田市スポーツ推進委員
別表のとおり

2 委嘱期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

酒田市スポーツ推進委員の任期満了に伴い、新たに委員の推薦を受けたことから、スポーツ基本法第 3 2 条第 1 項及び酒田市スポーツ推進委員に関する規則に基づき委嘱しようとするものである。